愛知県薬剤師国保組合からのお知らせ

健康保険証は

- 12月2日以降 新たに発行されなくなりました。
 - ※お手元の健康保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。

マイナ保険証を持っている場合

- ◆令和6年12月2日以降
 - 健康保険証・マイナ保険証 ⇒ どちらも使用可能
- ◆令和7年8月1日以降
 - 健康保険証 ⇒ × 使用不可
 - マイナ保険証 ⇒ 使用可能
 - ※組合から「資格情報のお知らせ」を送付します。

なお、医療機関にてマイナンバーカードを利用した際に、医療保険情報が確認できない場合 に必要となる情報を記載しております。

マイナ保険証を持っていない場合

- ◆令和 6 年 12 月 2 日以降
 - 健康保険証 ⇒ 令和7年7月31日まで使用可能
- ◆令和7年8月1日以降
 - 健康保険証 ⇒ × 使用不可
 - 資格確認書 ⇒ 次回の更新日付の前日まで使用可能
 - ※組合から申請なしで「資格確認書」を送付します。